

勤医協札幌歯科診療所
臨床研修施設群
歯科医師臨床研修プログラム
(2024年度版)

勤医協札幌歯科診療所

勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム（2024年度版）

I. プログラムの名称

「勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム」

II. 研修プログラムの目標と特色

- ①【歯科医師研修の目的・歯科医師像】この研修は、将来どのような分野で働くにも共通する、歯科医師の基本的で共通の力量を養成することを目的の重要な柱とする。また当歯科は地域の第一線の医療機関であり、その歯科医師研修は地域の期待にこたえる、地域医療を担う歯科医師の養成を地域医療の現場で行うものである。当施設の研修を通じて、深い社会認識と豊かな人権意識を持つ歯科医師が輩出されることをめざす。
- ②【研修プログラムの特色】研修プログラムの特徴は、1)地域志向性、2)教育としての整備、安全性の追求。常に歯科医学教育の成果に学び、充実させていくという点、3)学習者中心の教育、研修歯科医の主体性の重視、の3点である。総合的力量的養成を目指すべく、小規模歯科などにおける研修も重視する。診療室研修にとどまらず、在宅歯科診療の研修を行う。また、地域の医療懇談会に出席するなど、地域住民とともにつくる健康増進の取り組みに参加する経験をもつ。
- ③【研修の基本的形態】研修歯科医は担当医として位置付けられ、主治医は指導歯科医が務める。担当医たる研修歯科医は主治医としての力量の獲得をめざし、相応の責任感を持って診療にあたる。
- ④【研修歯科医の処遇、権利と運営参加】研修歯科医は自分達の研修を改善していく権利、そのために発言する機会、そのために行動する自由をもつ。労働者としての妥当な勤務拘束時間、休憩時間、休日、経済的にはアルバイトをしなくてよだけの生活を保障される。

III. プログラム責任者と参加施設の概要

1. プログラム責任者名

プログラム責任者：笠井 信行（勤医協札幌歯科診療所）

2. 研修プログラム参加施設とその概要

本プログラムは勤医協札幌歯科診療所を管理型臨床研修施設とし、下記のごとく協力量型臨床研修施設と共に研修目標の達成を目指すものである。

【管理型】 勤医協札幌歯科診療所

【協力量型Ⅰ】 勤医協きたく歯科診療所

【協力量型Ⅱ】 勤医協にしく歯科診療所 勤医協札幌ふしこ歯科診療所

勤医協もみじ台歯科診療所

IV. 研修プログラムの管理運営体制

「勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群」の研修管理委員会は年に数回開催し、歯科医師臨床研修に関する事項について議論、決定する委員会で、研修に対する責任を負う。

研修プログラムの内容は、年度ごとに研修管理委員会において見直し・改善等が行われ、小冊子として公表、研修希望者に配布される。

・ 勤医協札幌歯科診療所 臨床研修施設群 研修管理委員会

委員長	笠井 信行	勤医協札幌歯科診療所所長、プログラム責任者、研修実施責任者
構成員	重吉 真	勤医協札幌歯科診療所、研修実施者
	荻原 宏志	勤医協きたく歯科診療所所長、研修実施責任者
	西田 徹	勤医協にしく歯科診療所所長、研修実施責任者
	今上 岳彦	勤医協札幌ふしこ歯科診療所所長
	姫野 健一	勤医協もみじ台歯科診療所所長
	芳川 栄治	勤医協札幌ふしこ歯科診療所副所長
	川口 雅人	勤医協にしく歯科診療所事務長
	植松 恵美	勤医協札幌歯科事務長、事務部門責任者
	菅原 健太	勤医協きたく歯科診療所事務長
	山田 大助	勤医協札幌ふしこ歯科診療所事務長 勤医協もみじ台歯科診療所事務長
	長谷 武雄	外部委員（札幌白石健康友の会会長）

研修管理委員会は、臨床研修の実施を統括管理し、研修プログラムの作成、プログラムの質の向上、指導歯科医の資質向上に努める。

V. 研修歯科医の指導体制

プログラム責任者は、指導歯科医（当該研修施設における医長以上）を選出し、当該研修施設における研修の責任を負う。

指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。また指導歯科医以外にも歯科衛生士、歯科技工士、歯科事務の研修担当者によつての指導も行う。研修項目を記載した研修ノートをもとに、指導歯科医の実施する診療見学、模型実習を経て研修歯科医の状況に適合する診療行為を選択し担当させ、臨床のステップ毎に指導歯科医がチェックする。経験症例について週1回程度指導歯科医に報告させ到達状況の把握を行う。歯科衛生士、歯科技工士、歯科事務の研修担当者は各職種が担当する分野を日常的に指導し月1回程度評価し研修歯科医へ伝達する。

VI. プログラム定員、募集・選考方法

研修歯科医1名。マッチングにより公募する。

募集時期は令和6年7月から

選考時期は令和6年8月17日～8月31日（予定）

選考方法は「面接及び小論文及び実技試験」

出願締め切りは試験日の2週間前とする。

VII. カリキュラム（研修目標）

1. 研修施設と研修期間

研修施設：【管理型】 勤医協札幌歯科診療所
 【協力型Ⅰ】 勤医協きたく歯科診療所
 【協力型Ⅱ】 勤医協にしく歯科診療所 勤医協札幌ふしこ歯科診療所
 勤医協もみじ台歯科診療所

研修期間：1年間（2025年4月1日～2026年3月31日）

2. 研修期間割

『オリエンテーション』（1ヶ月）、『一般歯科、小児歯科、矯正歯科』（11ヶ月：勤医協札幌歯科診療所5ヶ月＋勤医協きたく歯科診療所6ヶ月）を基本とする。

協力型Ⅱでの研修は管理型および協力型Ⅰでの研修期間中において各5日間研修を行う。

カリキュラム	研修期間	研修先
オリエンテーション	1ヶ月	勤医協札幌歯科診療所
一般歯科、小児歯科、矯正歯科 （在宅・施設への訪問診療、インプラントオペ見学、技工室見学）	5ヶ月	勤医協札幌歯科診療所
一般歯科、小児歯科 （勤医協在宅との連携により、介護現場の実態を学ぶ研修、摂食嚥下に関わる研修）	6ヶ月	勤医協きたく歯科診療所
障害者歯科 （障害者施設へ歯科訪問診療に関わる研修）	5日間	勤医協にしく歯科診療所
一般歯科 （在宅・施設への訪問診療、技工室見学）	5日間	勤医協札幌ふしこ歯科診療所
一般歯科 （在宅・施設への訪問診療、技工室見学）	5日間	勤医協もみじ台歯科診療所

3. 臨床研修の目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供および公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らも高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全性の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保険・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。

- ② 診療・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文章を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保険医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保険・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研修方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の維持を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C.基本的診療業務

基本的診療能力

- (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。(必修)
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。(必修)
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。(必修)
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。(必修)
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。(必修)
- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。(必修)

(2) 基本的臨床技能

- ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(必修)
- ②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的治療および管理を実践する。(必修)
 - a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③基本的な応急処置を実践する。(必修)
- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(必修)
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。(必修)
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。(必修)
- ⑦感染予防についての理解を深め、実践する。
- ⑧医療管理（放射線管理・医療廃棄物管理・医療情報収集・経営管理）について理解を深める。

(3) 患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必修)
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(必修)
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(必修)
- ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。(必修)

(4) 患者の状態に応じた歯科治療の提供

- ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。(必修)
- ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。(必修)
- ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択)
- ④障害を有する患者への対応を実践する。(選択)

歯科医療に関連する連携と制度の理解

(1) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。(必修)
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。(必修)
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。(必修)

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。(必修)
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。(必修)
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。(選択)
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を近いし、連携する。(選択)
- ⑤ 歯科専門職が関与する多職種チームについて、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。(選択)

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。(必修)
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。(必修)

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。(必修)
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。(必修)

VIII. 研修項目

以下の各項目の基本的内容を必要に応じて実施できることを目標とする。

- (1) 患者への対応 (2) 診査・診断及び治療計画の立案 (3) 保存修復 (4) 歯内療法 (5) 歯周治療 (6) 冠・橋義歯 (7) 有床義歯 (8) 口腔外科 (9) 予防歯科 (10) 小児歯科 (11) 摂食嚥下 (12) 矯正歯科 (13) インプラント

(1) 患者への対応

- ① インフォームドコンセント

(2) 診査・診断及び治療計画の立案

- ① 問診、視診、触診、エックス線診査、研究用模型などによる診査をもとに一口腔単位の定期的管理計画を含む総合的な治療計画を立案する。
- ② 必要に応じ、専門医等へのコンサルテーションと情報提供を行う。

- (3) 保存修復
 - ①齶蝕の診査、診断
 - ②齶窩の開拓
 - ③罹患歯質の除去
 - ④覆髄
 - ⑤窩洞形成
 - ⑥成形充填（コンポジットレジン、グラスアイオノマーセメント）
 - ⑦インレー／アンレー修復（メタル・コンポジットレジン・セラミック）
 - ⑧印象採得、咬合採得、修復物の作製、接着（合着）
 - ⑨根面齶蝕の修復
- (4) 歯内療法
 - ①歯髄の診査、診断
 - ②覆髄
 - ③知覚過敏処置
 - ④根管治療（主に症状のない歯の抜髄及び感染根管処置）
- (5) 歯周治療
 - ①歯周疾患の診査と診断
 - ア 歯周ポケットの診査と記録
 - イ プラークコントロールレコードの診査と記録
 - ②基本的な歯周治療
 - ア 口腔清掃指導
 - イ 簡単な症例の歯石除去
- (6) 冠・橋義歯：咬合に異常のない簡単な症例
 - ①支台築造（鋳造支台築造、ファイバーポストを含むコンポジットレジン支台築造）
 - ②支台歯形成（一部被覆冠、全部金属冠、前装金属冠、CAD/CAM 冠）
 - ③仮封冠の製作
 - ④印象採得
 - ⑤咬合採得
 - ⑥（歯冠補綴物の製作）
 - ⑦歯冠補綴物の試適、調整、合着
 - ⑧予後診査
- (7) 有床義歯
 - ①比較的平易な欠損歯列症例に対し、
 - ア 問診・視診・触診
 - イ エックス線診査による資料の採取と分析
 - ウ 研究用模型用の印象
 - エ 研究用模型の製作と分析（咬合検査）
 - ②欠損補綴治療に対する治療計画の立案
 - ア 診断及び研究用模型上での仮設計、治療計画の立案
 - イ 治療計画に基づくインフォームドコンセント

③比較的平易な欠損歯列に対する処置と治療～最終印象から義歯の装着・調整管理までの作業の他、以下の項目から 1 つを選択して行う

- ア 個人トレーの作製
- イ 作業模型の製作と処理
- ウ サバーイング
- エ 義歯の設計
- オ バー又はクラスプの製作
- カ 咬合床の製作
- キ 人工歯排列
- ク 義歯の重合・完成

(8) 口腔外科

- ①問診（主訴、現病歴、全身既往歴、局所既往歴、家族歴、習癖・嗜好、日常生活環境など）
- ②全身の観察（バイタルサインのチェック、常用薬剤のチェックなど）
- ③口腔外の診査（視診、触診、打診、開口度の診査、顎関節の診査など）
- ④口腔内の診査（視診、触診、打診、歯列・咬合の診査など）
- ⑤口腔外科処置（抜歯、粘膜や骨膜の切開、粘膜・骨膜弁の作成、歯の分割、骨の削除、止血処置、縫合法、抜糸、抜歯窩治癒不全の処置、排膿処置など）
- ⑥顎関節症患者の診査・診断・治療方針の立案
- ⑦有病高齢者の歯科治療
- ⑧高齢者の粘膜疾患、心身症の診断と対処

(9) 予防歯科

- ①歯科保健指導（食習慣を含む生活指導、ブラッシング指導など）
- ②予防処置（薬物塗布・シーラント、歯石除去、PMTC など）
- ③保育園での歯科健診・歯科保健指導

(10) 小児歯科

- ①口腔内診査と治療方針の立て方
- ②小児患者の対応と保護者への説明
- ③齲蝕及び歯髄炎・根尖性歯周炎の診断
- ④局所麻酔法（小児患者への浸潤麻酔）
- ⑤ラバーダム防湿
- ⑥罹患歯質の判定と切削
- ⑦充填処置
- ⑧齲蝕予防処置（フッ素塗布、予防填塞処置）
- ⑨乳歯の抜歯
- ⑩乳歯の歯内療法
- ⑪咬合異常の診断と治療

(11) 摂食嚥下

- ①摂食・嚥下障害の評価法
- ②有病高齢者の口腔ケア

(12) 矯正歯科

- ①成長発育の診査（基礎知識と診査方法の習得）
- ②不正咬合と成長発育の関連性の理解
- ③MTM（固定の概念に対する知識の修得）
- ④MTM（装置に対する理解）

(13) インプラント

- ①インプラントの治療方針・計画
- ②インプラント埋入手術の見学

IX. 行動目標・評価基準（研修内容と症例数）

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

症例数としては、①～⑥を一連として担当患者症例数を3症例

(2) 基本的臨床技能

- ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
10 症例以上
- ②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的治療および管理を実践する。
 - a. 歯の硬組織疾患 12 症例（レジン修復 10 症例 インレー修復 2 症例）
 - b. 歯髄疾患 9 症例（抜髄処置 6 症例 感染根管処置 3 症例）
 - c. 歯周病 16 症例（歯科保健指導 10 症例
スケーリング・ルートプレーニング 5 症例 歯周外科治療の補助 1 症例）
 - d. 口腔外科疾患 12 症例（乳歯抜歯 2 症例 永久歯抜歯 10 症例
埋伏歯抜歯 1 症例（補助））
 - e. 歯質と歯の欠損 10 症例（歯冠補綴治療 5 症例 部分床義歯治療 3 症例
全部床義歯治療 2 症例）
 - f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下 2 症例
（口腔嚥下検査 1 症例 VE 検査 1 症例）
- ③基本的な応急処置を実践する。
2 症例（義歯修理 1 症例 歯外傷 1 症例）

- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
1 症例以上
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。
10 症例以上
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。
1 症例以上
- ⑦感染予防についての理解を深め、実践する。
- ⑧医療管理（放射線管理・医療廃棄物管理・医療情報収集・経営管理）について理解を深める。

(3) 患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
3 症例以上
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
1 症例以上
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
1 症例以上
- ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
1 症例以上

(4) 患者の状態に応じた歯科治療の提供

- ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
1 症例以上
- ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
1 症例以上
- ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
3 症例以上
- ④障害を有する患者への対応を実践する。
1 症例以上

合計 100 症例以上

なお、(1) ①～⑥ (2) ①、②a～f、④、(3) ①、③ (4) ③、④については最低 1 症例が必要である。

【研修歯科医の指導体制】

指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

また指導歯科医が座学を行い、知識を深め、模型実習を進め、研修指導医の管理下において患者の症例を配当する。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の担当チームの患者の症例を配当する。
(症例配当型)

【症例の数え方】

処置ごとに1症例とする。症例数管理は研修医自身が行う。

【修了判定の評価基準】

目標達成の基準として、合計100例以上経験していることが必要。

上記の目標達成の状況を踏まえ、指導歯科医の評価をもとに判断する。

X. 研修歯科医の評価

① 研修歯科医の評価は

目標症例数 自己評価 指導医の評価によってなされる

- 1) 目標症例数 合計100例以上
- 2) 集团的評価会議への「月例報告書」を使った自己評価
「月例報告書」を使った自己評価では、研修歯科医が自分の到達をリアルタイムに把握できるようにする。
- 3) 指導医の評価は研修管理委員会などの関係職員が参加する集团的評価会議を踏まえ、総合的に修了判定を決定する
集团的評価会議は定期的（原則1ヶ月ごと）に開かれ、月例報告書を参考に指導歯科医だけでなく歯科衛生士、歯科技工士、事務系職員などからの評価も取り入れ、研修歯科医師自身がフィードバックできる環境を作る。

の3つにより評価される。

② 研修の評価および指導歯科医の評価

2) の会議、医局会議で歯科研修自体がスムーズに進んでいるかどうかの評価が行われ、指導歯科医の指導内容、研修歯科医とのコミュニケーションなどが振り返られる。そこで検討された問題点改善すべき点は研修の中身に反映される。

XI. プログラム修了の認定

研修管理委員会ではプログラムに従って研修の修了認定の可否について評価し、管理者より認定されたものには修了証書を交付する。

XII. 研修歯科医の処遇

(i) 研修歯科医は1年間の有期雇用とする。(非常勤)

(ii) 研修手当、勤務時間

- ・ 給与 1年次 250,000円(月額)
その他各種手当あり(当院就業規則による)。
- ・ 勤務時間 ①8時45分～17時00分
②11時45分～20時00分
③12時30分～20時45分 のいずれかシフトとする
- ・ 盆休、年末年始休暇(5日程度)、有休10日(その他当法人就業規則による)。

(iii) 時間外勤務 有り。 当直勤務 無し

(iv) 研修歯科医のための宿舎等 無し。 住宅手当45,000円支給

(v) 研修歯科医のための施設内の部屋 有り。

(vi) 社会保険・労働保険

- ・ 公的医療保険：全国健康保険協会加入
- ・ 公的年金保険：厚生年金加入
- ・ 労働者災害補償保険法の適用：有
- ・ 雇用保険：有

(vii) 健康管理

- ・ 健康診断を年1回実施。
- ・ その他、入職時検診、予防接種（インフルエンザ・B型肝炎ワクチン等一部）

(viii) 医療賠償責任保険

法人として施設単位で加入（但し、個人保障あり）。個人加入は任意とします。

(ix) 自主的な研修活動に関する保証

学会及び研究会等へ参加の場合、起案して決裁を求める。

資料の請求先

〒003-0804

北海道札幌市白石区菊水4条1丁目7-25

勤医協札幌歯科診療所

事務長 植松恵美

電話：011-823-2596 F A X：011-823-6124

メールアドレス：uematsu@kin-ikyo-shika.jp